

【第27回2級（管理業務）実技試験】

- 1 化学繊維を研究開発するベンチャー企業であるX社の研究者甲は、Y大学の研究者乙とともに、新たな化学繊維に係る発明Aをした。Y大学の大学生丙は、学生アルバイトとして、甲、乙の指示に従って集めた実験データを整理した。甲は、この研究成果である発明Aについて特許出願をすることを検討している。X社が特許出願を依頼した弁理士に対し、甲は発言1～3をした。なお、X社、Y大学、甲、乙、丙の間には相互に発明の取扱に関し何ら取り決めはないものとする。また、X社、Y大学には職務発明の取扱に関する契約、勤務規則その他の定めはないものとする。

- 発言1 「発明Aについて特許出願する場合、発明者は私と乙の他に、頑張って実験データの整理をやってくれた丙の3人になると思います。」
- 発言2 「発明Aに関する特許を受ける権利を発明者である私からX社に移転するためには、他の発明者に同意を得る必要があります。」
- 発言3 「X社とY大学は、いずれもそれぞれの発明者から特許を受ける権利を承継しましたが、Y大学は、予算不足等を理由に特許出願に反対しています。しかし、研究資金を提供したのはX社ですので、Y大学に対しては特許出願後に説得するとして、とにかく他社に権利をとられないように急いで出願人をX社として単独で特許出願すべきです。」

以上を前提として、問1～問6に答えなさい。

問1

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問2

問1において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群I】

- ア 乙は発明者とはならないため
- イ 丙は発明者とはならないため
- ウ 発言の通りであるため

【第27回2級（管理業務）実技試験】

問3

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問4

問3において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅱ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅱ】

- ア 特許出願前であれば、共有に係る特許を受ける権利を譲渡する場合に他の共有者の同意は不要であるため
- イ 特許出願前に特許を受ける権利を移転する場合は、直ちに特許庁にその旨を届け出る必要があるため
- ウ 発言の通りであるため

問5

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問6

問5において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅲ】

- ア X社は、単独で特許出願した場合、その特許出願が特許されても特許無効の理由を有することとなるため
- イ X社は、特許を受ける権利の一部を有しているので、単独で、特許出願をすることができるため
- ウ X社は、発明者を甲のみと記載すれば、単独で特許出願をすることができるため

【第27回2級（管理業務）実技試験】

2 ソフトウェア会社であるX社は、商品A「電子計算機用プログラム」について商品名「Red」として製造販売している。X社の知的財産部の部員甲が先行商標調査をしたところ、Y社が、商標「赤」、指定役務B「電子計算機用プログラムの提供」について、商標権Mを有していることがわかった。商標権Mに係る商標登録出願の出願日は平成28年9月15日、登録日は平成29年2月15日、公報発行日は平成29年3月15日であり、商標権Mは現時点まで使用されていないこともわかった。甲は、X社の知的財産部の部長乙に対し、調査結果を受けて、発言1～2をしている。なお、商品及び役務の区分について、商品Aは第9類、指定役務Bは第42類に属する。

発言1 「商標『赤』との類否の関係で、商品名『Red』を商品Aに使用することについては、全く問題ありません。」

発言2 「指定役務Bとの類否の関係で、商品名『Red』を商品Aに使用することについては、全く問題ありません。」

また、甲が更に調査を行ったところ、X社のグループ企業であるW社が、商標「Red」、指定役務Bについて、商標権Cを有していることがわかった。この結果を受けて、甲は、乙に対して、平成29年6月30日に発言3をしている。なお、商標権Cに係る商標登録出願の出願日は平成28年8月5日、登録日は平成29年1月5日である。

発言3 「商標権Mに対しては、不使用取消審判、商標権Cの存在を理由とした登録異議申立て、商標登録無効審判のどの措置もとれません。」

以上を前提として、問7～問12に答えなさい。

問7

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問8

問7において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅳ】

- ア 称呼が同一であり、商標が類似し問題があるため
- イ 外観が同一であり、商標が類似し問題があるため
- ウ 観念が同一であり、商標が類似し問題があるため
- エ 商標が類似せず問題がないため

【第27回2級（管理業務）実技試験】

問9

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問10

問9において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群V】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群V】

- ア 商品、役務の区分が異なる場合には、商品と役務との間で類似する場合がないため
- イ 商品と役務とが異なり、商品と役務との間で類似する場合がないため
- ウ 商品と役務との間で類似する場合があるため

問11

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問12

問11において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群VI】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群VI】

- ア 期間の関係から登録異議申立てをできるため
- イ 期間の関係から商標登録無効審判を請求できるため
- ウ 期間の関係から不使用取消審判を請求できるため
- エ 期間の関係からどの措置もとることはできないため

【第27回2級（管理業務）実技試験】

- 3 レコード会社であるX社は、ピアニスト甲が演奏した音楽を収録したCDのアルバムAを発売した。アルバムAに収録されている曲は、すべて甲が作曲したものである。甲は、アルバムAに収録されている曲が無断でインターネット上にアップロードされており、誰でもダウンロードすることができるサイトを発見したので、X社の法務部の部員乙に相談した。乙が発言1をしている。

発言1 「個人的に楽しむ目的であっても、違法にアップロードされたものであると知って、その曲をダウンロードすることは問題があります。」

カフェの経営者丙は、店内のBGMとして、アルバムAに収録されている曲を流したいと考えている。これに関して、丙が発言2をしている。

発言2 「店内のBGMとして曲を流す場合、1曲毎に甲が著作者であることをきちんと表示しなくても問題はないでしょう。」

ある日、X社の社員丁は、レンタルCD店でアルバムAがレンタルの対象商品とされているのを発見した。これに関して、丁が発言3をしている。

発言3 「アルバムAの発売から1年を経過しているので、X社はそのレンタルCD店にアルバムAの貸出を差止めすることはできません。」

以上を前提として、問13～問18に答えなさい。

問13

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問14

問13において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅶ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問15

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問16

問15において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅶ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第27回2級（管理業務）実技試験】

【理由群Ⅶ】

- ア 著作者人格権の侵害となるため
- イ 著作者人格権の侵害とならないため
- ウ 複製権の侵害となるため
- エ 演奏権の侵害となるため

問17

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問18

問17において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅷ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅷ】

- ア 著作権の侵害となるため
- イ 著作隣接権の侵害となるため
- ウ 著作隣接権の侵害とならないため

【第27回2級（管理業務）実技試験】

4 問19～問33に答えなさい。

問19

バイオベンチャー会社のX社は、iPS細胞用の細胞培養装置に関する発明について特許Aを取得している。その後、X社の細胞培養装置に関する発明の実施を希望する製薬企業のY社が、特許Aについて利用許諾契約をX社に申し込んだ。そこで、X社の法務部において、特許AについてY社と利用許諾契約を締結するか否かを検討するための会議をしている。ア～エを比較して、X社の法務部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「Y社が所定の期日までに利用許諾料を支払わない場合には、利用許諾契約を解除することができます。」
- イ 「特許Aについて瑕疵があった際にはX社に法律上の責任がありますが、特約によりX社が瑕疵担保責任を負わないとすることもできます。」
- ウ 「Y社との利用許諾契約が成立するためには口頭での合意では不十分であり、少なくとも両社で覚書を交わす必要があります。」
- エ 「Y社が契約内容を履行しない場合には、Y社に対して債務不履行に基づく損害賠償請求を行うことができます。」

問20

機械メーカーであるX社の甲は、工作機械の開発部門担当の取締役である。甲は、工作機械用のレーザー装置Aの設計開発を行い、レーザー装置Aに係る発明Bを完成させた。また、取締役会で報告し、レーザー装置Aの製品名Cが決定された。甲は、その後、X社を退職し、Y社を設立した。Y社は、発明Bに関する特許出願をし、特許権を取得した。また、Y社は、指定商品をレーザー装置として、製品名Cについて、レーザー装置Aの販売開始前に商標登録出願をし、商標権を取得した。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。但し、X社、Y社のいずれにも職務発明の取扱に関する契約、勤務規則等はないものとする。

- ア X社が、レーザー装置Aを製造販売する場合に、Y社から実施許諾を受ける必要はない。
- イ 甲は、X社の取締役であったので、発明Bは職務発明に該当しない。
- ウ Y社が、甲が新たに開発した発明Bの改良発明に係る特許を受ける権利を譲り受けた場合に、Y社は、甲に対して「相当の利益」を与える必要はない。
- エ X社が、レーザー装置Aに製品名Cをつけて製造販売する場合には、Y社から使用許諾を受ける必要はない。

【第27回2級（管理業務）実技試験】

問21

アパレルメーカーX社は、自社製品の模倣品Aが出回っているのを排除するために、その方策を社内で検討している。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 模倣品Aの取締りの現場の新聞報道やテレビ報道を通して会社の姿勢を示し、模倣品排除の宣伝効果を上げようと考えた。
- イ 模倣品Aに対して意匠権の侵害として取り締まることを、警察に要請しようと考えた。
- ウ 商標権では税関で模倣品Aの差止めを申し立てられないので、意匠権の取得を進めようと考えた。
- エ 模倣品Aが出回っていることを販売店に周知し、注意を喚起しようと考えた。

問22

LEDメーカーX社は、電球用の新規なLEDである部品Aを開発し、特許出願Pを出願し、特許出願Pは出願公開された。その後、X社の知的財産部の部員甲は、競合するY社が、部品Aに類似するLEDである部品Bを製造販売していることを発見した。部品Bは、特許出願Pに係る発明の技術的範囲に属するものであった。X社は、部品Aについて、1年後に製造販売を開始する予定である。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 特許出願Pを出願した後ではあるが、Y社の特許出願について特許調査をすべきである。
- イ 補償金請求権を得るために、Y社に対する警告を検討すべきである。
- ウ Y社の部品Bが普及する前に、今すぐに部品Bの製造販売の差止請求を裁判所に提起すべきである。
- エ 特許出願Pについて出願審査請求を行うと同時に、事情説明書を提出して、早期審査の申請をし、早期権利化を検討すべきである。



【第27回2級（管理業務）実技試験】

問23

X社は、カーネーションの品種Aを育成し、その品種登録の出願をするにあたって、検討会を開催した。ア～エを比較して、X社の担当者の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「品種Aについて、同一世代で特性が十分に類似していることの確認が必要です。」
- イ 「品種Aについて繰り返し繁殖させた後においても、特性が安定していることの確認が必要です。」
- ウ 「品種Aについて、その出願前に売れる見込みがあるかどうか試験販売をしていましたが、出願日から1年遡った日前に試験販売をしていると品種登録が受けられなくなりますので、いつからその試験販売をしているのか確認が必要です。」
- エ 「品種Aについて、その出願前から存在する他の『カーネーション』の品種から、いわゆる当業者が容易に品種改良できなかったことを確認する必要があります。」

問24

宝飾品メーカーであるX社は、製造販売している指輪Aに対して、Y社から意匠権Dを侵害しているとの警告を受けている。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 指輪Aが、意匠権Dに係る登録意匠と同一又は類似する範囲に含まれるかを確認する。
- イ 意匠原簿を閲覧して、意匠権Dが存続しているか、Y社が真の権利者であるかを確認する。
- ウ 意匠権Dに係る意匠を知らないで、意匠権Dに係る意匠登録出願後に、独自に、指輪Aが商品化されていた場合には意匠権の効力が及ばないので、指輪Aに関する資料の有無を確認する。
- エ 意匠権Dに係る意匠登録出願前に、意匠権Dに係る登録意匠と類似する意匠が記載された刊行物が発見された場合には、意匠登録無効審判の請求を検討する。

【第27回2級（管理業務）実技試験】

問25

X社が開発したゲーム機Aは、違法にコピーされたゲームソフトを実行できないようにするための技術的制限手段Bを備えている。技術的制限手段Bを無効として、違法にコピーされたゲームソフトをゲーム機Aで実行するための装置Cに関して、X社の法務部の部員甲が不正競争防止法による対応を検討している。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「装置Cの販売者は、不正競争防止法に違反するとして刑事罰が科される場合があります。」
- イ 「装置Cが、技術的制限手段Bの回避機能以外の機能も備えている場合にも、装置Cの販売は、不正競争行為に該当します。」
- ウ 「技術的制限手段Bの試験又は研究のために装置Cを譲渡する行為は、不正競争行為に該当しません。」
- エ 「装置Cの販売が不正競争行為に該当する場合には、わが社は損害賠償請求をできますが、不正競争防止法の規定に基づいて装置Cの販売の差止めを求めることはできず、装置Cの廃棄等の請求もできません。」

問26

X社では、既に複数の特許権Pを取得しているコア技術を用いて、新規事業として、3Dプリンタ装置Aの製造販売を検討している。そこで、新規事業戦略会議を開き、特に知的財産に関する検討を行うこととした。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「競合会社であるY社が学術誌に投稿した論文にわが社のコア技術を評価した試験結果が掲載されていますが、まだY社による製品の製造販売の事実はありません。この段階では、Y社に対して特許権Pに基づいた権利行使をすることはできません。」
- イ 「他社が、特許権Pを侵害した場合であっても、刑事罰が科されることはありません。」
- ウ 「資金調達と市場の拡大のため、できるだけ多くの企業と専用実施権の契約を結びましょう。」
- エ 「競合会社であるZ社が製造販売している製品Bが、3Dプリンタ装置Aと同じ機能を備えているとの情報を入手しました。製品Bは、特許権Pを侵害しているに違いありません。すぐにZ社に対して侵害に関する警告書を送付しましょう。」

【第27回2級（管理業務）実技試験】

問27

音響機器メーカーであるX社は、スピーカーAに係る特許権Pを有する。特許権Pについては、Y社のみスピーカーAの製造販売に関する通常実施権が供与されていた。X社の知的財産部の部員甲が調査したところ、最近、Z社がスピーカーAと同一のスピーカーBを製造販売していることがわかった。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア Z社が製造したスピーカーBを、V社が購入してV社が販売する行為は、特許権Pの侵害となると考えた。
- イ X社が特許権PをW社に移転する場合には、Y社の同意が必要であると考えた。
- ウ X社がZ社に対して差止請求権を行使する場合には、事前に警告することは不要であると考えた。
- エ 特許権Pに係る特許請求の範囲に誤記があることを発見した場合、登録後であっても、誤記の訂正をすることはできると考えた。

問28

ア～エを比較して、意匠法の保護対象である意匠として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 画面に表示されるアイコンによりスマートフォンを操作するというコンセプト
- イ 耳にかけるツルが特徴的な眼鏡の全体の形状
- ウ サーバが設置されているコンピュータセンターの建物
- エ 複数の塗料を混ぜて開発された塗料の色

問29

ア～エを比較して、フリーランスのソフトウェア作成者である甲が著作権を有するソフトウェアについて、その製品化を希望するX社との間のライセンス契約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲とX社との間のライセンス契約において、ライセンスの対象となるソフトウェアをX社が第三者にサブライセンスすることが禁止されることがある。
- イ 甲とX社がソフトウェアの利用に関するライセンス契約を締結することにより、当該ソフトウェアに係る甲の著作権がX社に譲渡されるわけではない。
- ウ 甲とX社がソフトウェアの利用に関するライセンス契約を締結することにより、当該ソフトウェアに係る著作権の存続期間が短縮されることはない。
- エ 甲とX社との間のライセンス契約において、ライセンスの対象となるソフトウェアをX社が改変、翻案することが禁止されることはない。

【第27回2級（管理業務）実技試験】

問30

キーワードを用いた特許の検索を行うにあたり、ア～エを比較して、検索方法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「太陽電池」のキーワードで特許を検索する場合、「太陽電池」から連想される同義語をキーワードに加える必要はない。
- イ 「太陽電池」と「燃料電池」のいずれか一方が含まれている特許を検索する場合、検索キーワードに「太陽電池」と「燃料電池」とを入力し、検索方式「NOT」で結合する。
- ウ 「太陽電池」と「燃料電池」とを検索方式「AND」で結合して特許を検索した場合には、「太陽電池」と「燃料電池」とを検索方式「OR」で結合して特許を検索した場合に比べ、ヒットする件数が少ない。
- エ 「太陽電池」と「燃料電池」との両方が含まれている特許を検索する場合、検索キーワードに「太陽電池」と「燃料電池」とを入力し、検索方式「OR」で結合する。

問31

X社は、提携している洋菓子店「ABC」で提供されている洋菓子に基づいて開発したクッキーについて、パッケージに「ABC」の文字を記載して発売した。すると、商標「ABC」、指定商品「クッキー」について商標権Mを有するY社から、X社に対して、商標権Mを侵害する旨の警告書が送られてきた。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。なお、商品「クッキー」と役務「飲食物の提供」は非類似の関係にある。また、洋菓子店の役務は「飲食物の提供」である。

- ア 洋菓子店の店名を指定商品「クッキー」に使用しているに過ぎないので、商標権Mの侵害にならないと回答することとした。
- イ 洋菓子店「ABC」の使用であると主張するため、商標「ABC」、指定役務「飲食物の提供」についての商標登録出願を行うこととした。
- ウ Y社の警告書に反論できないと考え、「クッキー」への商標「ABC」の使用を中止することにした。
- エ 洋菓子店「ABC」は、商標権Mに係る商標登録出願後に不正競争の目的なくして使用しており、先使用権を主張することができると思った。

【第27回2級（管理業務）実技試験】

問32

飲料メーカーであるX社の研究開発部の部員甲が、飲料の製造方法に関する発明Aを創作した。X社の法務部において、発明Aについて特許出願するか営業秘密として管理するかを検討するための会議をしている。ア～エを比較して、X社の法務部の部員乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「発明Aが、たとえ30年の歳月を費やしたとしても他社には実現できないと予想される優れた発明である場合には、営業秘密として管理すべきだと思います。」
- イ 「発明Aが、他社に無断で実施されると発見が困難な場合には、営業秘密として管理すべきだと思います。」
- ウ 「発明Aについて営業秘密としての管理を徹底していれば、独自に発明Aを開発した他社に対しても侵害の差止めを請求することができますので、営業秘密として管理しましょう。」
- エ 「発明Aについて営業秘密として認められるためには、事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であることが必要です。」

問33

電機メーカーであるX社は、省電力型のモーターを用いた送風装置Aを開発し、製品化して販売することを考えた。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 特許権を取得し、その事実を宣伝することで、企業としてのブランドイメージを高めることができる。
- イ 基本技術について特許権を取得すれば他社はその発明を使用することができないため、応用技術については特許権の取得は見送り、ノウハウとして保護することにすれば十分である。
- ウ X社は、特許出願をせずに自社のホームページ上で送風装置Aに関する技術を公開することで、低コストで迅速に他社の特許権の取得を阻止できるが、その場合には自社の特許権の取得の道を閉ざすことになる場合がある。
- エ X社が送風装置Aを海外で製造販売する場合には、日本で特許権を取得しただけでは不十分であり、送風装置Aの生産国及び市場国においても権利取得を検討する必要がある。

【第27回2級（管理業務）実技試験】

5 問34に答えなさい。

問34

大企業である電機メーカーX社は、エンジンに関する発明について、平成29年3月1日に、特許請求の範囲に請求項1から請求項13（うち請求項1，請求項4，請求項9は独立項，その他は従属項）を記載した特許出願Pについて、出願と同時に出願審査請求することを決めた。この場合、出願時にX社が特許庁に納付すべき費用は何円になるか求めて、算用数字で解答用紙に記入しなさい。

特許法第195条関係別表及び特許法等関係手数料令より抜粋

（左：納付しなければならない者，右：金額）

特許出願をする者 1件につき14000円

出願審査の請求をする者 1件につき118000円に1請求項につき4000円を加えた額

【第27回2級（管理業務）実技試験】

6 次の会話は、X社における特許協力条約（PCT）による国際出願Aの発明者甲と知的財産部の部員乙のものである。問35～問37に答えなさい。

甲 「国際調査報告が送付されてきました。この報告内容を見て出願Aの内容を補正したいので、  
手続について教えてください。」

乙 「国際調査報告を受け取った後、出願人は  について1回に限り補正できます。」

甲 「作成されるのは国際調査報告だけですか。」

乙 「国際調査報告とあわせて、  も示されます。」

甲 「国際調査報告の内容を出願人以外の第三者が知ることはできますか。」

乙 「  により知ることができます。」

問35

空欄  に入る最も適切な語句を、【語群IX】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問36

空欄  に入る最も適切な語句を、【語群IX】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問37

空欄  に入る最も適切な語句を、【語群IX】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群IX】

国際出願公表	国際審査補足書	請求の範囲
国際調査見解書	明細書及び要約書	国際公開

【第27回2級（管理業務）実技試験】

7 次の会話は、映像制作会社X社の社員甲と法務部部員乙とのものである。問38～問40に答えなさい。

甲 「次回制作する清涼飲料水のCM映像では、アイドルグループのメンバーをキャラクター化して登場させようと考えていますが、何か問題がありますか。」

乙 「芸能人や有名人が、顧客吸引力を持つ氏名や肖像を営利目的で使用できる権利が、判例上は認められています。この権利が問題となる可能性があります。」

甲 「なるほど、人間を使うとなると権利処理が必要になるのですね。それでは、最近話題になっている、歌を歌う猿などの動物を使う場合はどうですか。」

乙 「この 1 は、人間以外の物について 2 。」

甲 「あと、街で一般の人にこの清涼飲料水を飲んでもらい、感想をいってもらった映像を使いたいのですが、有名人を使うわけではないので、特に問題はありませんよね。」

乙 「誰もその承諾なしにその容貌姿態を撮影されたり、公表されたりしない権利を 3 といひ、この権利が問題となる可能性があります。」

問38

空欄 1 に入る最も適切な語句を、【語群X】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問39

空欄 2 に入る最も適切な語句を、【語群X】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問40

空欄 3 に入る最も適切な語句を、【語群X】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群X】

肖像権      商品化権      は認められていません      パブリシティ権  
も法定されています      も認められています



**【2級実技】**

番号 正解

問1 ×

問2 イ

問3 ○

問4 ウ

問5 ×

問6 ア

問7 ×

問8 ウ

問9 ×

問10 ウ

問11 ×

問12 イ

問13 ○

問14 ウ

問15 ○

問16 イ

問17 ○

問18 ウ

問19 ウ

問20 ア

問21 ウ

問22 ウ

問23 エ

問24 ウ

問25 エ

問26 ア

問27 イ

問28 イ

問29 エ

問30 ウ

問31 ウ

問32 ウ

問33 イ

問34 184000(円)

問35 請求の範囲

問36 国際調査見解書

問37 国際公開

問38 パブリシティ権

問39 は認められていません

問40 肖像権